

風乃天之八重雲乎吹放事之如久朝之御霧夕之  
 御霧乎朝風夕風乃吹掃事之如久大津邊爾居大  
 船乎舳解放艦解放氏大海原爾押放事之如久彼  
 方之繁木本乎燒鎌乃敏鎌以氏打掃事之如久遺  
 罪波不在止被給比清給事乎高山之末短山之末  
 與利佐久那太理爾落多支都速川能瀬坐須瀬織津  
 比咩止云神大海原爾持出奈武如此持出往波荒鹽  
 之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾座須速  
 開都比咩止云神持可吞吞氏牟如此久可吞吞氏波氣  
 吹戸坐須氣吹戸主止云神根國底之國爾坐速佐須良比  
 氏牟如此久氣吹放氏波根國底之國爾坐速佐須良比

咩登云神持佐須良比失氏牟如此久失氏波天皇我朝  
 廷爾仕奉留官官人等乎始氏天下四方爾波自今日  
 始氏罪止云布罪波不在止高天原爾耳振立聞物  
 止馬牽立氏今年六月晦日夕日之降乃大稜爾稜  
 給比清給事乎諸聞食止宣四國卜部等大川道爾  
 持退出氏稜却止宣

高天原爾神留坐 高天原に神あつまりますといふ意神留を祝詞考  
 に神とどまると訓とは聞えざるなり續日本紀の宣命に神積とある  
 に依てかんつまりと訓べし積とあを略きたる借字にてあつまりな  
 りとあり大祓後釋には留は考に訓れたる如く豆麻理と訓べしつま  
 りは即ちといまるなり今の俗言にも物の滞りてゆきとほらぬ事を  
 つまるといふもといまる意にて同じさて留と申すよしは皇御孫命



の高天原を離れて此國に降り坐るに對へて降坐ぬ神を留坐とは申せるなりされば此言は御孫命の新に天降坐つるころ申せし言の傳はりたる物なりとあり祝詞講義に高天原云云とは全世界に神靈の充塞り御在ることを顯明より幽冥に取分て申せるなりと見ゆされば高天原に神の御座することは辨を俟たず唯神のあつまりますとといまりますとの二義あるなり○皇親神漏岐神漏美乃命以氏統べ知ります親しき御祖の男神女神の命を以ちてといふ意祝詞考に皇は統といふことにて天を統知坐すを皇大御神といひ國を統知坐を皇大君と申す尊言なり睦は天皇の皇祖神たちなれば御親しみのよしなりとあり大祓詞後釋に皇は須賣良賀と訓べし睦は牟都云云と下に属く言なり是を昔より皇睦と續けて須賣牟都と訓來れるはあるべき語にあらずとあり祝詞講義に皇睦は皇御孫命の御祖と申す義なり神漏岐神漏美は上在君上在女にて古語拾遺に謂ゆる神魯

岐は高皇產靈神神魯美は皇神產靈神にて全世界に有る八百萬千萬神の最上貫首の神たる由なるが汎く男女の皇祖ならぬ神をも尊みて然申せりとあり(名義の詳なることと上に述べたり)○八百萬神等乎 數多の神たちをといふ意八百萬とは數を云ひたるにあらず數の多きをいひたるなり故に古事記傳に數多き至極を云へりとありたり○神集集賜比 あつめにあつめたまふなりといふ意さて此集に二つの活用あり波行四段の活用(規則動詞第一類)にてフ、フ、へ、ハ、ヒへ、と變化するときは自動詞なり波行下二段の活用(規則動詞第二類)にてフ、ブル、フレ、へ、へ、ヨと變化するときは他動詞なり而して自動詞にて解するときは集まる、より合ふといふなり他動詞にて解するときは集む、寄すといふなりされば此處は御祖の男神の命を以て數多の神を集むるなれば他動詞とすよりてツドへと訓べし神は例の美稱なり祝詞考に古事記に訓集云<sup>ツド</sup>都度比<sup>ヒ</sup>とあるは言の本を注せ



るなりこゝは用の言に都度倍と訓ことなりと見ゆ大祓詞後釋に都  
 度比と都度閉とは自他の差にて都度比は自集ふなり古事記に都度  
 比と注したるも八百萬神みづから集へると云所なればなり都度閉  
 は令集の約まりたるにて他を集えしむるなりこゝは詔命を以てつ  
 ぶとしむるをいへば都度閉なりとあればつとへなること著し○神  
 議賜賜氏 事を議りに議り給ひてといふ意此議は良行四段の活用  
 (規則動詞第一類)にてル、ル、レ、リ、レと變化する語にて他動詞なりこ  
 れ語らひて論じ定む相談すとか解くものなりされば上の詞の他動  
 なれば下の詞の他動なるは格にかなへるなり○我皇御孫命波 我  
 皇御孫命はといふ意我は自稱の人代名詞なり大祓詞後釋に我之皇  
 祖神たちの我なりとあり祝詞講義に我大君などいふ我に同じと  
 あり此之祖神たちの我なり久保氏もさいはれたる皇御孫命は彦火  
 瓊杵尊を申すなりこれより轉じて天皇の代名詞とも爲るなり後

釋にこゝの御孫命は邇々藝命をさして詔ふなりこれよりして御代  
 々々の天皇いづれをもかく申し奉るなりとあるにても知るべし○  
 豊葦原乃水穗之國乎 十分なる葦原の麗るはしき稻穗の國といふ  
 意名義既に上にのべたり國號者には豊は美稱にて葦原とはいとく  
 上代には四方の海べたは悉く葦原にて其中に國處は在て上方より  
 見下せば葦原の廻れる中に見えける故に高天原よりかくは名づけ  
 たるなりと見ゆ水穗とは祝詞者にみづははみづくしき穗をいふ  
 とあり古事記傳に美豆は物の美しきをはむる言にて是は穗をはめ  
 たるなり穗は稻穗を云り葦のに之あらずとありこれを見ても知る  
 べし○安國止平久知所食止事依志奉岐 麗るはしき安き國と平ら  
 けく知らしめ給へと事を寄せまつりさといふ意祝詞者に事と言な  
 り依はいひ寄せさづくるなりとあり大祓詞後釋には事依は字の如  
 く事を寄すなり言にはあらずとありこれ事の説を可とすまた同書



に安國はたゞ安き國と心得てもよかるべけれども安見し給ふ國といふことなりとありさもあるべし○如此依志奉志國中爾かくの如く事を寄さしまつりし國の中にといふ意大祓詞後釋に此祝詞の内國中といへるに二つあり一つは俗にも國中といふ意にてこはそれなり一つは四方之國中とあると四方の國の中央の意なり久奴知と訓れたるを万葉に久奴知許等其等とあるによられたりとこれ國の中のこらずをいひたるなり○荒振神等乎波 荒れ振るまふ神たちをばといふ意○神問書問志賜 問ひに問ひ賜ふてと云意神は美稱問はしは問ふの延びたるなり問ふは他動詞にて波行四段の活用語なり外言ふの約とこれ聞きたゞすとかたづぬとか解く言なり祝詞者にはしといふはとはしめちふを約めいふにてわがめ辭なりとあり大祓詞後釋にはしといふ類は延たる言にて古言の常なり凡てかく延ていふはもとは必しもわがめ言にもあらざりしに

や賤き者のうへの事にも多くいへる例有りされどもたのづからわがむる言にもなれるなりとありさて考の説はよりがたしとはしめの約とはしとはいかなる音にやこれとふの延音とはしとなるを知らずして思ひ違へしなるべしまたいふかゝる説の出でたるは後釋にある如く令問の眞字より起りたるなるべし假字にてはとはすとはしと書すものなるをや○神掃掃賜比氏 掃ひに掃ひ賜ひてといふ意掃を除け捨つのでくとかいふ義の詞なり○此處に祓詞後釋祝詞考の二書に説あり考には此事どもの凡は神代紀に經津主神武甕槌神を天降し給ひて大名持神に問せ給へる天津神の御言に高皇産靈尊欲降皇孫君臨此地故先遣我二神驅除平定汝意如何當須避不とある是なりかくて大名持神事代主神此國を皇御孫命に避奉給ひしかば天の下の荒ぶる惡き神を悉く拂平て右の二神天にかへりこと申し奉れり下つ國ははじめ皇祖神の命に依て伊邪那岐伊邪那美



二大御神の生給ひ作り給ひてさて日神月神は天にのぼせ奉りて須  
 佐之男命の知り給ふべき國なるを此命は皇祖の命に背き給ひしか  
 べ底つ國に逐はれ給へりこれによりて御孫命に依り奉り給へるな  
 りかゝれば此國は御孫命のしろしめすべきことわりなりと見ゆ後  
 釋に此所神掃云云は荒振神に係り神問云云はむねと大名持神に係  
 れり然れば云云神乎波神問志爾云云荒振神等乎波神掃云云と分てあるべ  
 きことなるにたゞ荒振神等とのみあるは大名持神もあらび給へる  
 ことさこゝにていかゞなれども語を省きてかくもいふべきにや又思  
 ふにここに荒振神といへるは暴惡之神のたぐひのみにはあらで凡  
 て天つ神にまつろひより來ずして疎々しき神をひろくいへるなり  
 云云とありされば荒振神といふことどもはこれらの説によるべし  
 ○語問志磐根樹立 ものをいひし磐及び杠キリヒの立ちてあるといふ意  
 さて樹立にこのたちときねたちとの二つの訓みありこはさねたち

とよむかたれだやかなるべし祝詞者に樹立は大殿祭詞に磐根木根  
 乃立知とあるによりてこゝもこのたちと訓べし木の杠キリヒの事なり新  
 撰字鏡に杠支利久比とある是なり出雲神賀詞には石根木立青水沫  
 毛事問天などあるにてこゝもこの立とよみて木の杠の事なるを後  
 世人立を下へ取て立草のと訓はひが言なり上を木のといひて其乃  
 の辭を終ずして他をいふ言やはあるかくて木の立とは全き木之本  
 よりにして枝杭のみ立て有るすら物いふと云ふなり艸の片葉に對  
 へしにても知るべしとあり大祓詞後釋に磐根とたゞ磐にて根は添  
 ていふ言なり屋を屋根羽を羽根杵を杵根矛を矛根島を島根といふ  
 類なり考の大殿祭の下に岩の高く顯れたるをいははといひ深く土  
 にあるを岩根といふといはれたるはわろし樹立はさねたちと訓べ  
 し大殿祭祝詞に木根乃立知とある乃字は決て衍なるべし乃といふ  
 辭有てと調もいとあしき上に乃といふべき詞にあらずさねたちな



りさて他の祝詞にはみな木立とわれどもこだちと訓ては叶はずこれと常いふ木立の事にはあらず考の説の如く枉なれば根字あるに依りて訓べきなり然らば只樹立木立など書けるはいかにといふにかの岩根屋根などの例の如くたゞ木の事をも根を添て木根といふ故なりされば木立など書けるは木の一字をさねに用ひて書けるにて屋の一字をやねと訓むが如し意は木根立にて是は根に意あるなりとあり此によりていはねとよみて意は磐と枉とをいふなり根は根あるによりてつくる詞にあらず物をうつくしみて稱ふる言なりすべてナニヌ子ノの行は親愛の詞にて多く美稱に用ゐるものとす此處の根も美稱なりと辨ふべし○草之垣葉乎語止也 草の片葉をもものいひやめてといふ意即ち平けてといはんが如し垣は借字なり片の意を祝詞考に垣は訓を知らせて字を借右の大殿祭には可岐葉と假字に書上の龍田祭に之理りもて片葉と書るを相むかへて見

よかくてよろづを平げていさゝかのあやしげもなくして天降し奉りしなりとあり大祓詞後釋に垣字朝野群載に之破と書り此破字と又片とも書るとを合せて思ふにかき葉とはまづ凡て草と大かた三葉五葉ついなと並びて生る物なるにそれをかきとりてたゞ一葉なと残りてあるさまを以ていふ詞にて意はたゞいさゝかの草の一葉までといふあるべしとあり大祓詞新解にかきとはかけのけをさといふにて葉の闕け落たるをいふべしとありこれらにてかきはの意は知らるべし○天之磐座放 高天原の御座を離れたてまつりてといふ意磐は堅きをいひたる語にて磐戸の磐と同じ祝詞考に天にねはしまし、高御座を離ちてなり磐は固くして常なるにとるのみ古事記に離<sup>ニ</sup>天之石位<sup>ニ</sup>押<sup>ニ</sup>分天八重多那雲<sup>ニ</sup>而伊都能知和岐爾知和岐豆云云といへりとあり大祓詞後釋にすべて皇御孫命の天降の時のごれらの語をよむ事心得あり御孫命の御自らの御うへよりいふときは



放ははなれ天降はあまくだりと訓べし然るにこゝは下に依志奉支  
 と有て皇祖神の詔命を以て天降らしむる方よりいふなれば天降は  
 あまくだしと訓べしされば放もはなちと訓べきが如くなれども次  
 の天之八重雲乎云云は御孫命の御うへを直にいふ語なればそれと  
 同じく放をもはなれとよむかた穩なるべしさて下に天降しといふ  
 にて凡は皇祖神の詔命もて然せしめ給ふになることありこれによ  
 りてみるに一ははなちといひ一ははなれといふそのはなちと多行  
 四段の活用にて(規則動詞第一類)ツ、ッ、テ、タ、チ、テと變化するなり而し  
 て他動詞に用ゐる言にて二つに別くとは離して遣るとか解くもの  
 なりはなれば良行下二段の活用にて(規則動詞第二類)ル、ル、ルレ、レ  
 レ、レヨと變化するなり而して自動詞用にある言にて別れ去るの義  
 なりされば此處之皇祖神の御座を離すにて即ち皇祖神の詔命を以  
 て天降らしむるなれば他動詞の言を用ゐるべし故にはなちとよむ

かに語法上よろしきなり久保氏も後釋にはかく云れたれど猶はな  
 ちと訓むべき由祝詞講義に云ひ又正訓も然訓れたれば之れに由り  
 てあるべきなりといはれき○天之八重雲乎 天の彌が上にも重な  
 りたる雲をといふ意祝詞考に八重雲はやへぐもといふも常なれど  
 もここは古事記に依てやへたなぐもと訓べしといはれきさるを大  
 祓詞後釋には考に八重雲を古事記によりてやへたなぐもと訓れた  
 るも言の雅びたるをさることなれどもここには多那の字なければ  
 さは訓がたしとあり故に語路のよきやうによむと祝詞の文体なれ  
 どもあまり附け加ふるに及ばずここもやへぐもにて語路もよし義  
 理も解することたやすければたなの言をつけずともよかるべし後  
 釋の説に従ふべし○伊頭乃千別爾千別氏 鋭き勢を以て道を別け  
 に別けてといふ意伊頭とはみいつにて威稜なり即ち鋭き勢をいふ  
 なり千別の千は道の略言なり祝詞考に伊頭は息出るといふことよ



り出たる言にて勢ひをいへり是によりて稜威又嚴などの字を書たり千別の千は借字にて道別の義の略なりとあり大祓詞後釋に伊頭と稜威なり者に嚴と威稜とを一つに心得られたるは誤なり又此いつを息出づととかれたるもいとくうけられぬ説なりとあり大祓詞後釋に漢書に稜威憚二乎隣國一注に神靈之威曰稜とありこは皇御孫命の天降り玉ふに供奉の神等あまた有て御勢の嚴めしき様を云るなりとあれば伊頭は威稜にて銳勢なること著し千別は書紀に雲路を披きてとあれば八重雲の路を披き別け行くさまをいひしなり

○天降依志奉支 天より降りましまして事を寄さし奉りさといふ意○如此久依左志奉志四方之國中登 此の如く寄せ奉りし四面の國中といふ意國中の上にあげたるは國の中にて國內といはんが如しこは國の中央といふ意なり祝詞考に國中は上などは異にしてこは真中といはではたらず又くこのまはらとも訓べきかとあり大

祓詞後釋に四方之國中は天下四方の國の中央なり考に國中をくこのみなか又くこのまはらまなど訓べくいはれたるも意はさることなれどもさは訓がたし字のままに久爾那加と訓て國の中央とさこゆるなりとあり大祓詞新解に國中登この登はとしてといふしてを省さいふにてそのと爲てはと思ひてといふ意とありされば訓みは尋常のよみにて然るべし考にこれよりは神武天皇この方の御世を申せり下の條々も皆然りとありさもあるべし○大倭日高見之國乎大和の國をといふ意大倭を國名考國號考國名起源等に出づるを以て省さつ日高見とは祝詞考に夜万登國は四方の眞秀なるをほめて天つ日の空の眞秀に高くあるはとにたとへいへるなり常に日の空の眞中にあるを日高しといふは古へよりいひならへる言と聞ゆ火火出見命を海神の空津日高と申せしをも思ひ合すべし又紀に陸奥に日高見國紀國に日高郡あるは私記にいへる如く四方の望高く



遠き故にてや名付けむここに夜万登をいへるはさる意のみとは見えずとあり大祓詞後釋に日高見國とは山遠く打之れて平かに廣き地をいふなり山の近き地にては山と空の日との間近く見ゆて日を見る事低きをうちはれて廣き地は山の遠き故に山と空の日とのあひだ遠くして日の高く見ゆる物なればなり大和國の中央は廣く平なる地なるを以てかくいへりいづれの國にいへるも皆同之ことなりとあれば國の平原なる土地を稱したる詞と聞ゆ考の說にては天の日の真中に高くある如く大和國は國中の真中にありて高くあるといふより日高見といふなりとこれ一理なきにあらず猶よく考ふべし○安國止定奉<sub>氏</sub> 安き國と定め奉りてといふ意安國は大祓詞後釋にこれは殊に畿内の大和をいひて大宮敷まして安見し給ふ國と定むるなりとあり詳かなることには上に述べたり○下津磐根爾宮柱太敷立高天原爾千木高知<sub>氏</sub> 土地の底の磐石に宮居の柱を太く敷

き立てて高天原に(虚空に)屋根の千木を高く敷きてといふ意名義は上にのべたりされど古説をあぐへし祝詞考に太敷は柱を太く繁く立るよしなり敷之繁なることなり高天原爾と云空に高きをいふのみなり知は敷と同くて繁きをいふ千木は垂木なり多利を約めて千といへり是を古事記の今の本に一所之氷木一所之氷椽と書り氷字は垂の草書を見まがへて誤れるなるべし顯宗天皇紀にの室賀の詞に取置椽椼此家長之御心之齋也とある椽椼これ垂椽なり多くの垂椽を以て屋ばらを平らにする物なる故に齋とも詔へるを思ふべしかくて古の家の屋の様は今も田舎にのこれるを今扱首といふ物これ垂木にて其末を棟の上にて組て本は断の端まで多く並べ垂て屋ばらをも軒を持するなり其組たる末端の棟の上に繁く並出てあるを垂木高知といへるなりとあり同書頭書に今心田舎にても扱首の末端をばきり去て茅などをはひて雨包とし又よろしき家は垂木



の本をも桁までにして切て斬をば別に細木を並べ置きてそを垂木  
 といふことになりぬされど田舎に之今も稀に之古の家作も有又秋  
 の穂屋といふ物はみなかの千木の端の上へ出たるを別に藁など以  
 てつつめるこれぞいにしへおぼゆるものなりけるとあり大蔵詞後  
 釋にこれは神武天皇よりこなた大和國に敷坐る皇大宮を申せるな  
 り考に敷をも知をも繁なりと云れたるはひがことなりさてはかな  
 はぬこと多しさて知といふ言を柱にも千木にも殿にも國にも通は  
 しいへれども敷といふ言を千木には云ることなし千木には高知と  
 のみいへりさて千木高知既開高知などの知の意を猶よく考ふべき  
 なり又考に千木を垂木の事とせられたるも違へり千木は屋の兩方  
 の端にのみ有物にして繁く有物にわらず顯宗紀の椽椽を引れたる  
 之さらに當らずと見ゆ記傳云ふ下津磐根を底津磐根とも云ひて凡  
 て上代には神宮も人の舍宅も伊勢神宮などの製の如く地を掘て柱

を立る故に此稱辭あるなり石根は殊更に礎をするに非ず地底にも  
 とよりある石根まで深く掘て立るといふ義なり此稱辭を古來ただ  
 柱のうへとのみ心得たれどさにわらず萬葉二に水穗國を神隨太敷  
 坐而云云又一に太敷爲京乎置而云云また二に飛鳥之淨之宮爾神隨  
 太布坐而云云などある例を思ふに宮柱太知も其主の其宮を知り坐す  
 をいふなり太も右の方葉に柱ならで國を知坐にも云へれば只廣く  
 太きにと云ふ稱辭なり布刀幣帛布刀詔太戸占なども云へりかかれ  
 ば此語は専ら柱にかかるにわらず其宮の主に係れる語なるを太と  
 云ふが柱に縁あるから宮柱太知といひて兼てその宮を祝たるもの  
 なりまた記傳に高天原には深くと云むとて下津磐根爾といふに對  
 へてただ高さことを云ふ古言なり千木は上代の家造に屋の左右端  
 に在て其本は前後の軒よりして上りて棟にて行合ふを組違へて其  
 末を長く上へ出したる物にして其棟により上へ高く出たる所を云



ふなり高知もただ氷木の事のみにあらず主の其宮を知り坐すを云  
ふ高も上の太と同一稱辭なり續紀聖武天皇の即位の時の詔に天下  
乃政乎彌高爾彌廣爾云云萬葉六に吾大王の神隨高所知流稻見野の  
云云又自神代芳野宮爾蟻通高所知者山河乎吉三この歌もて心得べ  
しさて氷木は高く上る物なる故にそれに云ひかけて兼て其宮をも  
はめたること全ら宮柱太知と云ふに同じとあり祝詞講義に聊か見  
ぬたり大祓詞新解に磐ねのねは彌廣矛ね鷲しもの頸ね倭島ね草ね  
刈りなとといふねと一狀にて物に心をあててその物を慥にいふ意  
なるべしさて上に大倭日高見の國を安國と定奉りてとあり其所の  
土地の下に大磐のある其磐上にどのよしなり宮柱ふとは柱の圍の  
太に美ていふ意のふとを兼ていふしきは推出す貌さて此所の太布  
のしきは土深く入るを上より下に推出す狀に然いひて掘りくつて  
下の大磐に柱を繼立て立つるにいふまゝ、高天原に知木高は高は高

天原に至るまで知木を高くと事を甚しくいひなすなりしりは柱に  
しきといへるに同々く推出す貌又此高しりを高く嚴めしくおし出  
す如く稱めていふ意に係ていふも上の太しきに等し此の如く柱を  
立つると知木を上くるとを對へて事を大様にも可賞くもいふなる  
かこれはいとく上世に云ひ出てたりし雅言の後世にまでも  
こり傳はれるなるぞかしと見ゆ○皇御孫命乃美頭乃御舍仕奉氏  
皇孫命のうるとしき御在處(宮殿)を仕へ奉りて即ち造り奉りてとい  
ふ意祝詞考に美頭は萬の物の稚くすくよかなるをいふ今人の語に  
みづくしといふもこれなりとあり大祓詞後釋に美頭は物のうる  
はしきをはめていふ言なり御舍は御殿なり仕奉とはこは造り奉  
るをいふ凡て下なる者の上のためにするをば何わざにても仕  
奉るといふなり今俗言につかまつるといふと即仕奉るを訛れるに  
て其つかまつるも物を造ることにもいふここの仕奉るもそれに同



云とあり後釋の説にしたがふべし○天之御蔭日之御蔭止隱坐氏  
 天之蔭を覆ひ日之蔭を覆ふ宮殿に隠れましましてといふ意祝詞考  
 に屋之天を覆ひ日を覆ふためのかまへなることを文にかくいひな  
 せることなりとあり大祓詞後釋に隱之加久理と訓べし古言には多  
 く然言へりさて隱は御殿の蔭に覆われて其内にましますをいへり  
 人に見えじとかくるにはあらずとありいづれにても蔭を覆ふ家内  
 にましますをいふなり○安國止平氣久所知食武 安みし給ふ國と平  
 けく知しめさむといふ意安國は前にとけり記傳に食は見すなり但  
 常に使<sub>二</sub>人見<sub>一</sub>を見すと云ふとは異てただ見を美須といひ見賜を見し  
 賜ふと云ふ一の古言なりかかれば本は物を見ることなる國を治め  
 有ち坐すことに用ゐるなり君の御國を治め有しますを知とも聞と  
 り食とも申すなり君の此國を治め有ちますは物を見るが如く聞く  
 が如く知るが如く御身に受け入れたもちますを云ふなりと見ゆさ

れば平穩に御身に受け入れたもちますをいふ義○國中爾成出武  
 國の内に生れ出でむといふ意祝詞考に國中は惣て國中をいふなり  
 とあり大祓詞後釋に之天下四方の國々の内にとありされば國內な  
 ること明けし成は生にて無かりし物新に世に出で來、生ひ出づるな  
 るの義なりまた轉じて草木の實を結ぶにもいふなり○天之益人等  
 我 天の益す人等がといふ意さて益人は祝詞考に古事記に伊邪那  
 美命人草一日絞殺千頭とのたまへれば伊邪那岐命吾一日立千五百  
 産屋とのたまへりこれによりて世の人は死ぬるより生るゝが多け  
 れば益人といふといへりさて此人は此國の人をいふなれどそのも  
 と天の神の生給ふよしなれば天之とほめいふなり大祓詞後釋にか  
 の伊邪那岐命の詔ひしままに世の中の人はやうく<sub>く</sub>に多くなりも  
 てゆく中に或は國の乱によりて戦にこころ亡或は疫病など又もろ  
 く<sub>く</sub>のわざとひなどにて俄に多く亡る事などもあれば少くなるを



りもわれども古より永くかくして見るときはやうく／＼に多くなり  
 ゆくことなりさて凡て天之某といふはもと邇々藝命の天降ましし  
 始天より持ち來つる物を云又天の物にならひて造れる物ならひて  
 する事にいへるが廣くなりて必しも然らぬ物にも事にも唯はめて  
 いふとなれる之天之益人も然なりとあるを思へば天之は美稱にて  
 益人は人のふゆることなり大祓詞執事抄に神代には天死なども無  
 くて生れし人悉くながらへ居やう／＼に其數の益す故に人を益人  
 と云るなりとあるを以ても知るべし大祓詞新解に天の益人天とは  
 めていふ貌を益人につつけて世に人の増益をよしとしていふ意な  
 りと見ゆ○過犯家辛雜罪事波 過ち犯したであらうくさ／＼の罪  
 ことはといふ意過ち犯すとは心にあらでしよと犯したるなりけむ  
 は過去の辭なりと思ふによりていろ／＼の説の出来る之元來けむ  
 は過去の辭のけりけるけられけりけりと變化する者に未來の辭のむ

の接續して推測未來をあらはすものなりその接續の場合はずべて  
 未來は助動詞の第四變化に接くが定則なればけらにむの續きてけ  
 らむとあるなり其けらむらの畧音となりてけむとなるものなりこ  
 れを俗言にてはタデアラウといふなり故に上に未來の武の字あり  
 ては格の正しきなりさる語法を知らぬよりしてくるしき説の出づ  
 るなりそは後釋にいはれしは上に所知食武云云成出武云云と云る  
 武は後をかけたる辭なるにここには家辛と云るケムは過去し事を  
 いふ詞なればかの武と相叶はぬが如くなれど然らず必ずかくある  
 べき語なり其故は先すべて之後の御代々々までを掛て云るなれば  
 武と云ふべし其中に此罪を過犯すは其間大祓の時々當りて其時に  
 過犯したる罪を云なれば將來をかけて云ふ中ながらも是は必ず家  
 辛と云べき理なり但しけるたるなと云はずしてケムと疑ふは凡  
 てはゆくさを豫めいふ事なればなりとこの説をみても過去と未



二百六  
來とを區別せざる故なりまた大祓詞後釋にもろくの罪條の中に  
はかのづからなる穢又かのづからある災などもあるとは過ち犯と  
はいふべからざるに似たれどもここは然くはしく事を分ていふ  
べき所にはあらざれば姑く過犯罪につきてもいふべく又かのづか  
らなる穢災なども其身にこそ過犯したるにはあらね他よりいへば  
それも同く過犯せるなりとありこれにても心にあらで過ち犯した  
るとの意はあきらかなり○天津罪止 天の罪といふ意祝詞考に次  
なる七つの罪は須佐之男命の天にして犯し給ひし罪なる故に此類  
の罪をば後に此國人の犯せるをも天つ罪といふなりとあり大祓詞  
後釋には止は登豆といふ意なりここは常にいひならへるよしを以  
ていふ故にとてといふなりといひてといはんが如しとありこれはさ  
やう見るかたよからんかし祝詞講義云天津罪とは經營の業を害ふ  
を以て罪とし國津罪は身体の上を過つを以て罪とする所にして此

二を並べたる中に天津罪の方は國津罪よりは今一層重きものにし  
て天津神の殊に惡ませ玉ふ所なりけるとこの説大に視る所あるも  
のなり○畔放 あせを毀つといふ意さて畔は田の中に長く土を盛  
りて界とするあせなりまたくろといふそのあせを毀ちたるなり即  
ち田にある稻をからし或は腐らするなり元來あせは田に水なきと  
きは水を注ぎ入れて田面に湛へそれを塞きとめまた水が多きと  
きは溝に流し下す等の用あるものなりそを毀ちたるはあしき御行  
なり祝詞考に阿はあせの略なりそは田と田との間の界とし又水を  
貯ふる料なるを取放ちて界をみだし水をも湛へしぬぬなりとあり  
大祓詞後釋には考に阿之あせの略といはれたるは本末たがへり阿  
といふぞ本の名にてあせといふは畔背なりとありこれ或は然らん  
○溝埋 溝を埋むといふ意溝之水狭の義か或云水裾の略かこれ  
地を細長く堀りて水を通ずる處なり堀より狭きにいひ田間などに



いひ人家の間なるにもいふせせなきまたどぶともいふなりその溝  
 を理たるなり即ち田畝の便に供する溝を埋めて害を蒙らしめたる  
 之あしき御行なり祝詞考に溝を遠く水を引て田にかけむ料なるを  
 埋めて水を引べきよしなからしむなりと見ゆ○種放 槓を毀ちと  
 いふ意種を放る意か決水の意より轉用す蓋し木通の二合和字なり  
 またとひといふ竹木等の方圓の長さ管にて水を遠きに導びき遣る  
 に用ゆるなり此處の槓は恐くは槓カの借字ならむ槓といひともいひ  
 ひのくちといふその槓之池にまれ堤にまれ常は厚き板にて塞き止  
 め置きて一朝用あるときはそこを開きて需用に供するなりこれ水  
 利の灌漑に便にすざるを放ちては田に之水のみなぎり溢らしめま  
 た塞き止むる用を欠くなり故に種を放ちたるはあしき御行なり祝  
 詞考に種を溝又池より水を引或は溢るゝ時もらさん料なるをとり  
 放ちて早にも溢をもすべなからしむることあり大祓詞後釋に此種

は溝にまれ池にまれ搦へて常には板以て塞て水をたくはへ置て其  
 水を田に引用ふべき時にかの板のせきをば放つ事なるに水の用な  
 き時にはなちもらして田に水をあふれしめ且用ある時のたくとへ  
 を失はしむるなりと見ゆ○類蒔 重ね蒔くといふ意類はしきりに  
 て度重なる義此類を活すときは規則動詞第一類從來の四段活用の  
 ル、ル、レ、ラ、リ、レ(良行)の變化となるなり例へば雪折れの聲しきるなり  
 とあるしきるも度度の意之蒔之種子を田畝に蒔くをいふされば種  
 を田畝に度重ねて蒔きたるなりこれ萌え出でんとするときまた  
 蒔く故に先きの種子に害を與へるなりかくするより萌え出で熟さ  
 ざるなり故に種を重ねまくはあしき御行なり祝詞考にしきと重な  
 り繁なり神代紀に是を重播種子と書り垂仁天皇紀に之重波をしき  
 なみと訓りかくて物の種をまくには量あるを重々まくときとたど  
 ひ生出ても繁きに過て實ならざるなりとわり大祓詞後釋にしきを



二百十  
考に繁なりといはれたるはわろし繁き意はなしされば量あるをといはれたるもかなえず此しきとただ重なる意のみにて一度まされきたるうへへまた重ねてまくをいふなりとある如く繁きの説はよからずそは重をしきとよむにても知るべし○申刺 串を田に刺すといふ意さて串は鉄竹などにて作れる細そく箸の如きもの魚肉果などを貫きて炙り又は乾すなどに用ゐるものなりその串を刺すと之田の中に串を刺入れて百姓の足裏をなやまするためにせしなり即ち田中に入る事をなさしめざるなり故に田中に串を刺すとあしき御行なり祝詞考に泥中に櫛串の多くある田におりたてば足を害ふことなり今も某の田には杭串あるなりといひて田人は心すれど猶わやまりてなやむたぐひ多しとあり○生剝 生ながら剝ぐといふ意生きたる獸の皮を肉より剝ぎとることなり○逆剝 さかさまに剝ぐといふ意生きたる獸の皮を逆に下より上にと剝ぎゆくなり

祝詞考に生剝とて生ながら其皮を剝ぐをいふ逆剝も一つ事なるを文の勢ひに重ねいへるなり生剝の逆剝と心得ば疑わらじ然るを或人逆剝を死たる皮をはぐこといへるはいかにぞやと見ゆ大祓詞後釋に生剝を世に伊氣波岐とよむそれもあしくもあらねど不伊岐波岐とよむとまさりたるべき伊岐波岐と生てあるを剝ぐ意なり逆剝とは凡て獸の皮をはぐは尻の方よりさかさまに頭の方へ剝きもてゆくゆゑにいふなりとありたりまた祝詞講義には古語拾遺にある如く生てある駒の皮を逆さまに剝ながら其任に生せ置て苦しむるを云ふなりとぞ大祓詞新解にさかは物のあるべき如くあらずなるを水沫さかまさ又川水海潮などの巷里にれし上るをさが上るなといふに等しきさかにて駒を生けながら剝ぐを爲まじき事あるよしにてさかえきといふべしと見ゆ○尿戸 くそをまるといふ意尿戸多へと尿放の義にて古事記にくそまるとあると同義あり此いさはぎ



さかはぎくそまりなどともにあしき御行なり祝詞考に戸と之家を  
 總ていへば其齋殿を尿屋にしたるよしにて戸といへるかされど戸  
 は借字に用ひたる例多ければ尿處の意とすべしといはれつるは受  
 とりがたし大祓詞後釋に戸は借字なり久曾閉と訓べし閉は閉理の  
 理を省ける言なりその尿閉理と古事記に久曾麻理とあると同事  
 にて尿をするをいふとあるはよき説なり此に従ふべし大祓詞新解  
 にへは出を休言にひりといふひのへに轉りりの省かりいふそのひ  
 は推出すにて尻より尿をいだすにいふとありけり○許許太久乃罪  
 乎 多くの罪をといふ意許許太久は副詞にて許許太の副詞に同じ  
 許許太は幾許にていくばく多くの義ある語なり許々太戀しきを許  
 許太かなしもとあるが如し許許太久とつかひたるは許許太久もし  
 げき戀かもとかるが如し此處に擧られつるは七つの罪なれど許々  
 太久といひたるは此外に數多あるべけれどもおもなるものをとり

いでたるにて必ず七罪を許許太久といひたるにはあらざるべし祝  
 詞考に右の七つの罪は凡にてそれのみならねばここたくといふな  
 り此言は此所其所といふことなりこそことといひて物の多きこと  
 になるを其一方を略していへると多しさて婆久と婆加里の里を略  
 き加を久に通せたるにて其所許此所許なり物を量り數ふる言に  
 は添いふこと幾婆久の類の如しさて婆久太久音通へばここたくと  
 もいへりどありこの説いかあらむ大祓詞後釋に此言は古書にこ  
 きだここきだここきばくここきしここばここばくここだここたく又そ  
 きだくそこばなとさまくにいへるを万葉に字は多く幾許と書り  
 物の數の多かるを計らずして大よそにいふ言なりとみゆさすれば  
 其所此所より出でたる言とは思はれざるなり後釋の説に従ふべし  
 また同書にここたくの罪といふと大祓の時に来るに右の類の罪共  
 を萬民の犯したるが多くあるをいふなり天つ罪の條目のなほ外に



も多しといふにはあらずさてここは委くいは云云ここだくの罪  
 出武それをば天津罪と宣別豆といふ意なるを出武といふ言をばこ  
 こには省けるなり國津罪のところに出武とあるに准へて心得べし  
 とありしかならむ○天津罪止法別氣臣 以上の罪は天つ罪と宣別け  
 てといふ意大祓詞後釋に法は借字にて宣別なり大祓の時に民ども  
 の犯したる罪どもを求めて多く出たる中に右の類の罪共をば別に  
 してこれくは天つ罪といひて分るをいふと見ゆさて天つ罪と別  
 にいふは元來罪といふべきに二つあるはずなしされどかの素盞鳥  
 尊の天にて犯し給ひし類の罪をば天つ罪といひたるにてその餘の  
 罪を國つ罪と分けたるなり○國津罪止八 國の罪とはといふ意これ  
 此國にて人の犯せる罪をいふなりされば罪といふて可なるを國津  
 の二文字を加へたるを天つ罪を別に擧げたるを以てそれに對へて  
 國津の文字を冠らしたるなり○生膚斷死膚斷 生きたる人の膚を

斷ち死したる人の膚を斷つといふ意こえ膚を切るを以て罪とすべ  
 けれどここもはら切りたる疵をいふなり尤も人を切るは罪人  
 なること律にある如くなれば勿論罪とかぞふるに及ばずされば疵  
 の穢れを以て罪となしたるやうに見ゆるは次の文に於ても然る證  
 とすべきなり祝詞考には生ながらここかしこに疵をつけて人を殺  
 し又死たる人の体を傷ふをも罪とせりとあるは正しく傷ふを以て  
 罪となしたるなり大祓詞後釋にこは生人にもわれ死屍にもわれ其  
 膚に疵をつくる穢を以て罪をするなり人の身を傷ふ悪行の方を以  
 て罪とするにはあらず其疵を穢とするなり斷とは切るをいふ今の  
 世にもいささかにても疵つくることを手をきる足をきるなどいふ  
 是なり必しも切離つことのみにあらずとあるをみれば穢を以て罪  
 と定めし説なり○白人胡久美 白癩シラカケ贅肉シラカケといふ意白人は膚の白き  
 斑ある人をいふ和名抄に病源論云白癩一云白電之良波太 人面及身頸皮肉色



變白亦不痛痒者也とありいまこれに鯨膚(癩風)といふこれ人の頸  
 邊胸前腋下などの膚に痛痒なくして黒き斑剝を生ずるもの畧して  
 なまづといひ其斑の白きを古く白膚といふ今しろなまづととなふ  
 るものなり胡久美は寄肉にてあまじしなりあまじしは餘肉の義に  
 て疣瘡など餘りて出來たる肉なり和名抄に瘰癧レウシ肉ニク説文云瘰レウシ和名阿萬アマン  
 之一イチ云寄肉也とありされば白なまづ瘰癧などのある人ヒト穢れ人チ奇  
 胡久美コクミの穢を以て罪となしたるなり祝詞考に説かれたる説は(新羅  
 人高麗人)よりがたし大祓詞後釋に白人は和名抄に之良波多とある  
 物の類其外世に白子といふ物などのたぐひをいふべし胡久美は同  
 書に瘰寄肉也瘰肉和名阿萬之一云古久美とある是也阿萬之之は  
 贅肉也かくて此類は共にきたなき物なる故に穢を以て罪とするな  
 りとあるを見て知るべし○己母犯罪己子犯罪 己が母を姦する罪  
 己が子を姦する罪といふ意これめうへにたはけめしたにたはけた

る罪をいふなり故に祝詞考に上を姦し下を姦すなりとあり大祓詞  
 後釋に古事記仲哀天皇の段大祓の所に上通下通婚トウカウとある是なりさ  
 てただ母ただ子といはずして二つ共に己といふは次の母與子犯罪  
 云云の母子とは同じからざることを顯せざるなり中此の五つの犯  
 し共は皆つつしみて爲まじきわざなるをつつしみます大よそにする  
 なればもとより犯すといふべきなり常にすべて婦人にあふことを  
 いふとはころべへ異なりとある以ても婚することは明かなりこ  
 れ爲まじきわざをなすを以て罪となすなり○母與子犯罪 或る婦  
 人と其婦人の生める女子とを姦する罪といふ意この母とは女自身  
 か生める女子に對へたる語なり故にこの婦人の一度他に嫁したる  
 に婚したる其生める女子に婚したるなりこれや爲まじきわざなる  
 をなすを以て罪といふなり祝詞考には他人の母を姦し又それが子  
 を姦すといはれたれしが少しわからず大祓詞後釋には先一人の女



に娶て又其女の先きに他人に嫁て生たる女子のあるをも後に犯す  
なり母とは其女子に對へていひ子とは其母に對へていへるにて己  
が母己が子にはあらず上條に己といへるにて是は己があらず  
ることあらざるなりさて其母にまれ子にまれ一方に娶は常なるを母  
と子とつらねて娶ぞ犯しなるとあれば他家に嫁したる婦女にたは  
けまた其婦女の他家にて生める女子にたはけたるなりされば母と  
子とを犯すとは云ふなりけり○子與母犯罪 或る女子を犯しました  
其女子の母親を姦する罪といふ意こは上條と反對にして先づ女  
子にたはけそれより女子の生みの親なる母にたはくるなり故に祝  
詞者に先或女子を姦て又其女子の母を姦するなり上なるとは上下  
のたがひなりとあり大祓詞後釋には上なるは先母に娶へるは犯に  
あらずして後に其子をもつらねて姦くるが犯なりこは先子に娶  
へるは犯にあらずして後に其母にも姦るが犯なりされば此二條と

ただ母と子と先後のたがひのみあれば合せて母與子犯とのみ一に  
いひても有べきをかく分ていへるは古文のあやにて母と子とを下  
と上とにれきかへたるのみにて其事の二つによく分れて聞ゆるは  
後世の人の及ざる文なり心をつくべしとあるを考ふれば前條之婦  
人の他家に嫁したるが里にもどりたるに婚したるなれば犯しに  
あらずとやいはれけむまた寡婦となりたるものに婚したるなれば  
犯しにあらずとやいそれけむとまれかくまれその婦人の生める女  
子に婚したるを犯となせしなりこれ母子共につらねて婚したるな  
ればなるべし此條は他家にある女子と婚するは犯しにあらずとい  
はれけむされど其女子の母親に婚したるを犯となせしなりこれ子  
に婚しました母に婚したるなれば犯罪といひしなるべし○畜犯罪  
飼物を姦する罪といふ意祝詞者に古事記には馬婚牛婚鶏婚犬婚な  
どあるをここには畧きていへるかどある如く馬牛鶏犬の婚の語を



畜犯の語に含ましめしなるべしさて畜の事につきては大祓詞後釋に氣母能と訓べし氣母能之飼物の加比をつづめて伎なるを氣といへるなり伎と氣とと殊に親しくて常に通ふ音なり毛物の意にはあらじ六畜之人の家に飼わく物なれば飼物といふなりとしかなるべし○昆虫乃災 匍匐する蟲の災害といふ意祝詞考にこれ犯罪の條なれば蛇を祝て災をなす類をいふなるべしとわり大祓詞後釋には昆虫とは虫はとふ物なるゆゑにすべて虫を然いふなりさて此より三條は災を以て罪とするなり此虫の災の事は書紀神代卷に昆虫の災異を禁厭といふ事見ぬ大殿祭詞にもはふ虫の禍なくと見え十種の神寶の中に蛇比禮蜂比禮などのあるもそれを拂はん料なり上代には民のすみか野山にまじりてかりそめなるかまへなりしかば虫の害多かりしなるべし今の世とても蝮蜈蚣蜂などにさされてなやむ事無きにあらずとあるをみれば虫の災を以て罪となしたるなり

○高津神乃災 まがつ神の災といふ意高之例の美稱なりされば高天原の神にて災害を與ふるものはまがつ神なりこのまがつ神は某の神を指したるにあらずざるを天狗なりといひ雷なりといひくさぶくの説あれども信じられず就中祝詞講義の説を是とす大祓詞後釋に高とは空をいふ高往高飛などいへるはそらゆくそらとぶといふことにてただに高くといふにはあらずさて高津神とは雷をいふなるべし又世俗に天狗といふ物にとらるゝなども高津神の災といふべし虚空を飛びありく物なればなり此條もこれらの災にあふを罪とするなりとあるは受け難き説なり祝詞講義に禍津神の災と云義なるべし御門祭詞に荒備疎備來武天乃禍津日止云神云云道饗祭詞に荒備疎備來物云云と見えて根國底國より出来る由なるが右の二の詞ともに自上往者云云自下行者云云とありて空虚よりも地下よりも往來する事なるがその天翔る方の多きに付て高津神とは云



なるべしかくて遺契祭詞に物と云るその物を萬葉に鬼と作るがその鬼は此高津神なり故に後釋に云云高津神の中には雷なるもあり天狗なるも種々あるべきを後釋には其一端を云れたるものありとあるぞ明かなりける久保氏の按に龜相記に霹靂神なりと注せりこは後釋の説に符合れどそれのみに限らじ又神遺方に母能々解の條に高神の氣あり獸氣と相並べたり然れば今いそゆる狐<sup>キツツキ</sup>憑の類また憑物<sup>ツキモノ</sup>などいふ類をも云るにやとあるは一見識の説なり参考とすべし○高津鳥乃災 怪鳥の災といふ意祝詞考の説とまわりとほし大被詞後釋に空飛鳥といふ意にてただ鳥の事なりさて此災は大殿祭詞に天乃血垂飛鳥乃禍無くとある即是にて血垂は應神天皇の御歌にもちだる家庭とよませ給へるちだると一にて古事記上卷には登陀流と有其上代人の家の屋根の竈處の上の煙を出す處の名なりされば其上を飛渡る諸の鳥の毒などある糞又さらでも毒物など昨

來て雷の上へ落す事などありて其毒にあたるたぐひこれ高津鳥の災なりとあり祝詞講義に怪鳥の家の邊に群り來て妖をなす類を云なり鷲鷲などの小兒を掬み去る杯は云も更なり凡て人家に不祥を導く惡鳥など世に多き物なり其等の災即ち高津鳥の災なりとあり二説ともに明かなるものなり久保氏の按に龜相記に飛鳥怪也といへり講義の説を證すべしまた彼の漢籍どもに見えたる姑獲鳥鬼車鳥鴟<sup>トビ</sup>の類なる妖鳥の殃なども是なりとあるもさもあるべし参考に供すべし○畜<sup>ウチ</sup>休<sup>ヒ</sup>志 飼物を斃すといふ意畜の飼物なることは上に述べたり休は多布流にて死ぬことなりされば家畜の死ぬことをいふなりこれまた一の災なり大被詞後釋に畜<sup>ウチ</sup>志<sup>シ</sup>の死ぬるを多布流といふ斃<sup>シ</sup>殮<sup>リ</sup>などの字を書り多布志は令斃にて殺すをいふさてこれと其罪の目にいへるなれば世に人を殺したる者を人ころしといふたぐひに休言によむべきなりこはいかなるわざにかさだらな



らねと思ふに上代人の家に畜へる牛馬などを忽に斃れしむる術な  
ど有てねこなひし事ぞありけんそは其主を恨みいきどはる事など  
有て仇なふしわざなりさればこは次の蠱物と同じ類の罪とすべし  
とまた或説に鬼魅魍魎の類人家の畜を忽に病斃れしむる事有り土  
俗これに牛馬の疫神といふといへりとぞこれ次ぎの蠱物と一つ類  
に見ゆれば人のなすわざにてあれば神のわざにはあらずよりて  
前説を可とすべしまた祝詞講義には牛馬を殺して邪神に淫祀する  
ことなりとあるは一の考なれどよりがたし○蠱物爲罪 呪詛をな  
した罪といふ意蠱物とは妖しき術にて人を呪ひ詛ひて害を加ふる  
事なり大祓詞後釋に字鏡に蠱は萬自物とありまじき物意にて  
人をのろひ詛ふとて構ふるわざなり中昔の書どもにも此まじわざ  
の事をりく見えたり上代より有し事なるべしからぶみにも蠱毒  
の事多く見えてその造方などをもしるせりまじ物の罪といはずし

てこれにのみ爲といふ言を加へていへる故はただまじ物の罪との  
みにては人にまじ物せられたるも災にて罪なるにまがふが故なり  
さて畜仆志とこれと一類にして此二つは上なる姦ミヤクの類とは罪のさ  
ま異なるが故に中間に災の類の罪をへだててここには擧たるなり  
と見ゆるにて知られたり久保氏いふ龜相記に厭彫呪詛と註せりと  
あるを以ても辨ふべし○許太久乃罪出武 多くの罪出でむといふ  
意許許太久のことは既に前に述べたり大祓詞後釋にこは上にもい  
へる如く罪の條目の多きをいふにはあらず大祓の時國民共の犯し  
たるが多く出むといふなり出武とは古事記に種々求とあるごとく  
大祓を行はれんとしてまづ國人ども犯したる罪を探り求るままた  
多くの罪共の顯之れ出来むといふなり今の俗語に吟味すれば段々  
出でくるといふ心ばへなりとあるを以てありさまをささるべし罪  
とは慎ツツの約音にて人の悪行穢れ禍などのすべて厭ひ悪むべき凶し



き事の稱なり後釋に都美といふは都々美の約まりたる言にてもと  
都々牟といふ用言なり都々牟とは何事にもあれわろき事のあるを  
いふを体言になして都々美とも都美ともいふなりされば都美とい  
ふはもと人の悪行のみにはかざらず病もろくの禍又穢きこと醜  
きことなど其外もすべて世に人のわろしとしてにくみさらふ事は  
みな都美なり云云さて世に人のわろき事としてにくみ厭ふたぐひ  
みな都美なればこれに擧たる條々にも穢と姦と災と悪行と種々の  
都美あり其中に穢災などはかのづから有事にてことさらに犯す罪  
に之をあらざれども世にくみさらひてわろき事なればこれらも罪  
なり云云此國つ罪の條々生膚斷より胡久美までは穢を以て罪とす  
るなり己母犯より五條は姦なり昆虫乃災より三條は災にあふを以  
て罪とするなり末二條は悪行なりかくの如く類を分て次第に擧た  
りかく四種ある中に穢の要は悪行をば主とせず穢をもて第一の罪

とすとあるを以て罪といふと著しきなりまた祝詞講義にも同説  
にて長文の見ゆればそを摘みていださむ穢を罪とするは災にま  
れ病にまれ清き身清き心には受くることなく諸の姦も正しき人の  
なす所に非ず畜仆志の悪行も身心共に穢るゝにあらざれを行ひに  
くき事なり然れば穢は其罪の元素に付て行ふ事なるが故に其發端  
なる穢を以て主とするなりとあるも大略後釋の説に等しきなり○  
如此山波天津宮事以<sub>氏</sub>此の如く罪の出でたらば高天原の宮に於  
て行はせ給ふた事を以てといふ意大祓詞後釋に天津宮事とは高天  
原なる天照大御神の朝廷にして行はせ給ふ儀式にならひてその如  
く行ひ給ふ事をいふ凡て此御國にして皇御孫命の朝廷の儀式も何  
も皆かの天上の朝廷のにならひて行はせ給ひしことなり此祝詞も  
天津菅曾天曾祝詞などあるもかかるくさくの物も天津宮にて用  
ひらるゝ物になすらへよるよしなりとあるを思ふべし大祓詞新解



二百二十八  
にみと尊ひていひや之家をいふその御家をここにては天皇のまします大殿を申すにて前つ公等の萬機を行ひ給ふ殿をさして朝廷と申す意事とはその朝廷より仰せ出されたるとの意なりと見ゆ○大  
中臣 この姓のことにつきて古語拾遺古事記職原抄等に解きたれば別にいふに及ざるなりされども参考の爲めに掲ぐべし祝詞考  
に天兒屋根命より始めて神事を掌る官を中津臣といふこれ神と君との中を取て宜く申請よしなりさて大中臣といふはすべて天皇の大御中にかかるをば大某といふ例にてただ諸の神に仕奉るに之あらで神祇官にして直に神と君との御中を奏請が故に大中臣とはいふなりこれわざにつきていふなり同頭書に中臣氏となりて後に神護景雲三年の詔に因<sub>三</sub>神語有<sub>二</sub>大中臣<sub>一</sub>而中臣朝臣清曆云云賜<sub>三</sub>姓大中臣朝臣<sub>一</sub>と續紀に見ゆて大中臣氏といふはこれよりなりかくて後までもなほ官の中臣と氏の<sub>二</sub>中臣氏<sub>一</sub>との分ありと見えたり大祓詞後釋に

中臣といふ職よしは考にいはれたるが如し但し此名は中津臣のいひにはあらず中取臣のつづまりたるなりさて考にいはれたる如く後まで職をいふと姓をいふとの分ち有り然れども中臣氏の人はい皆中臣の職にてとり分てそれとてれかるゝことはなし故職員令の神祇官の下にも神部三十人卜部二十人などはあれども中臣といふ者も擧られず式にも卜部をれく事は見えたりれども中臣をれくといふことは見えず中臣女といふ職も即ち中臣氏の女なり又中臣官といへることありとは中臣氏の中に神祇の副祐史などの官にてある人をいふなりさて又大をそへて大中臣といふことも考にいはれたる心ばへなりもろくの巫の中に神祇官の八神を祭るをば殊にねはみかむのこといふに同じとあるを以て大中臣の姓の出で來たりしを思ひ辨ふべし大祓詞新解に中臣といふに職なるをいふと姓になりていふとあるをこれは職なる中臣をいふにて此祓の詞を宣る



人といふなりと見ゆ○天津金木乎 天の握細木をいふ意金木の金  
 は借字にてつかかなき(梧)の畧言なり祝詞考に天津とは其本天つ神  
 事なれば崇みていへり金之借字にて金木は齋明紀に兵盡前後以梧  
 取とある梧之若木を棒としたるにて握之木といふ意なり大きなら  
 で手に取ばかりなる木のよしなり此つかかなきをつを畧きてかなき  
 といふ孝徳天皇の御歌にカナキツケアガカフコマハヒキデセズと  
 よせ給へる是なり小木を馬の足に結付てはだしとするをいふひき  
 でせずは引出不爲なり萬葉五にマセコシニムギクフコマノとませ  
 を柎楮と書けるもひとし或人今も東の國人は小木の枝をかな木と  
 いふといへり又遠江人の諺にやしむかなめに目つくといふも小し  
 と賤しむ若木カキの芽に目を衝といふことなりさてその楮木の本末を  
 切たるを集めて中を結て物の置座とするなりとあり大祓詞後釋に  
 は金木の事考の説の如し文選東方朔が文にも以筵撞鐘と有て注に

筵小木枝也といへりさて考につかなきをつを畧きてかなきといふ  
 といはれたるは本末たがへり孝徳天皇の大御歌又此祝詞にいへる  
 などもみな加那紀なればこれを本よりの名にてかの齋明紀に梧を  
 つかなきと訓るは握加那紀といふことにて手に取り持ちて戦ひな  
 ぶする今世の棒なり云云加那紀は細き木のすべての名なるを其中  
 に手に取り持つかなきを握かなきの意にてつかなきとはいふなり  
 とありこれ後説に従ふべし大祓詞新解に考の説に握之木なりと見  
 えたりこれに依ればつを省きいふ例を見ざれどもこれは天津のつ  
 より津握とつを復なる所にてつをひとつ略きいふとすべしさて細  
 き木をいふにて考又後釋にいへる如きものにいふべし又思ふにつ  
 かて握に之をわらずして束ね木のねのなによりに轉りいふにて千坐置座を  
 作らむと細木を集めよせ本末切り調ふるを本云々末云々といひ綴  
 くるにもあるべしとみえけり○本打切末打断氏 細木の本を切り



末を断ちてといふ意打は上接辞にて他の語に接きて熟語となるものなりこれ語を強めるときに用ゐるなりきりもたちも同じことにて放ち分く離す分けて兩になすといふ意なりさて細木の本と末とを切り捨てて中のよき所を置座となしたるなるべし祝詞者に本末をば切捨て中らのよき所を物の置座とするといへりこゝ次の天津菅曾乎云と對へていへる文なりとあり大祓詞後釋に切も断も同じことなる言をかへていふは文なりさて此次に置座に造る事をいふでは言たらぬ如くあれども造るといはすしてたゞに千座置座にといひつゝけたるは古文のさまにてかくさまにいへる例多しとあるを思ひあきらむべし○千座置座爾置足波志氏 多くの祓の物をすゑ置く黨即ち案ありに置き満にてといふ意千座置座のことは既に古語拾遺講義百十一頁より百十八頁に至るまでの間に詳に解けりまた古事記講義上巻百五十二頁にも述べたるを見て名義をささる

べし猶参考の爲に考及び後釋の説をわぐべし祝詞者に置座は加奈伎なり木工寮式の八座置四座置條に以木爲之長者二尺四寸短者一尺二寸各以八枚爲束名稱八座置長短各以四枚爲束名稱四座置とあるは其ころは割木を用ひたるが上代には若木を用ひたりし故にかなきとはいへりされど此式によりて上代の置座の形を知るべきなり置足はしとは贖物をいと多く置くをいふ神代紀に科之以千座置戸遂促徴矣云とあるこれなり後世に之罪の重き輕きによりて祓柱を出さずるに上つ祓下つ祓などいひて贖物の數に多少のしなあり云云と見ゆ後釋に置座は人々の出したる祓物を取集めて居置スエキなり其形は木工寮に依れば考にいふれたるごとく細き木の本末を切去たるを束ねて結たる物と聞ゆれどさてとさる物をいくつもつらねならべずは物を置座にはなしがたかるべし故思ふに木工式に記されたると後のことにてたゞそのかたばかりを残せる物なるべ



し上代の置座は別に造りさま有けむそと思ふに細き木をならべ編て机などの如く造りたる物にや有けむくはしきことは知がたし千座とはその置座の敷の多さをいふ置足波志とは置満るをいふさて祓物といはれば置くは何物をかくにか聞えがたしと思ふ人あるべけれと上に許々太久乃罪出武とあるにておのゝその祓物を出す事といはでもきこえたればこゝもれのづから其祓物を置事ときこゆるは古文なりさて此置といふ言たゝ居置にてもよろしけれども萬葉にあはなくに夕けをとふと幣に置に云云とあるにて幣に奉るを置くとはいへりと聞えたれば此置も物を祓物に出すを置といふなるべしと見えたりけりされば余が解きたる説と考へ合すべし○天津菅曾乎 天の菅をといふ意祝詞考に菅は笠にもする菅なり此物を祓に用ひしことは萬葉に左佐羅能小野之七相菅手取持るとありまた石爾生菅根取而とありまた神樂歌に奈加止美乃古須氣

乎佐紀波良比などある是なり古への祓に之割たる菅を手持取て塵などを拂ふが如きわざをせしなりけりかの萬葉の哥祓するさま見るが如しさて此草を須氣と云は穢を拂ひ放る故の名之云云菅曾の曾とすべて割て作る物の名にて佐伎の約志なるを曾と轉じいふなり云々菅も常には唯菅とのみいふを祓には割て用る故に菅曾といへるなりとあり大祓詞後釋に之祓に菅を用ゐること考にいはれたるが如し須宜須賀といふ名之此草也とより清淨きよし有て負る歟さる故に祓にも用るにや云云菅曾の曾は佐乎のつゝまりたるにて緒なる物を何にまれいふ名なりその佐は眞に通ひて眞緒の意なりさて麻をも曾といひて即ち某麻とも書くは麻はむねと緒に用る物にて即ち乎ともいふと同じ是にても曾は位緒なることをさるべしとありこれによりて按ずるに菅の細く割きたる緒の如きものを菅曾といひしなるべし故に古へは之れを用ゐたりしが後には



麻に代りたるものと見ゆるなり祝詞講義に舊式は菅なりつらむを  
 麻を易用られたらむも知可からずとあり龜相記に天上用菅今用麻  
 とあるを以て古へは菅を用る今は麻を用ると知るべし大祓詞新  
 解にそはをの轉なるべしそのをば長さものにて菅の葉の長さ所に  
 ていふべしと見ゆ○本州斷末州切氏 菅管の本を刈り斷ち末を刈  
 り切りてといふ意これ菅の本末を切り斷ちて真中のよきを用る  
 なりこの條は前の金木を本打ち切り末打ち斷ち氏といふ文に對へ  
 たるなり大祓詞執事抄にこれも本末をば捨て中のよき所を取て八  
 針にとり裂くなりと見ゆ○八針爾取辟氏 細條にとり辟きてとい  
 ふ意八は數をいふにあらず數の多きをいふにて彌なり針は細條に  
 割くものなればとりいだしたるなりされば彌が上にも細く割くを  
 八針といひしなるべし祝詞考に入は彌つにて菅をこまかに割をい  
 ふそは針にてさくものなる故八針とはいへり刀を用るる物をいへ

刀に切るといふと同じとあり大祓詞後釋には針は借字にて菅の葉  
 を細く數條に割よしならむかどありこれによりて久保氏の按に後  
 釋は考の説を取られねと橘守部の山彦艸子に考の説當れりとまこ  
 とに然るべくればもるといはれたるに従ふべし余もまた同説なり  
 またいふ大祓詞新解にやは彌にて多き貌はりは張の体言にて廣  
 る状なるべしさて菅の葉を多く裂くにいふと見えたりさて此下に  
 文のあるべきなれども例の略文なり語を加へて見るべし○天津祝  
 詞乃太祝詞事乎宣禮 天の告説言の太告説言を申すといふ意天は  
 稱へたる辭なり太もまた同じこれ辭なりこれ美稱に用るる語と必  
 得べし祝詞は告説言イトキゴトの約音なりさて此處之古來種々の説ありて人  
 の惑ひ易ければ唯余が單一の考へをいひしのみなり(詳細に述べ  
 きことなれど初學者はいづれを是いづれを非と決定すること能  
 ざればまづ簡短にこゝに擧げしなり)○如此久乃良波 かくの如く



申さばといふ意○天磐門乎押披氏 天つ神のまします殿の御門を  
押し披きてといふ意○天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏所聞食武  
天の彌が上にも重なり棚引ける雲を鋭き勢を以て道を別けに別  
けて聞き給はんといふ意大中臣の宣申す祓の祝詞をさこしめしい  
れむといふなりこゝに藤井高尙大人のいとねもしろき説を大祓詞  
後後釋にいこれたりさるは天津神は天磐門を披き立出給ひて八重  
雲隔たる遠き道を道別に道別て大祓する其わたりの高山の末に天  
降坐て聞食さむと云ふ意なるべしさるを云云の所に天降坐てと云  
はさるは次に國津神の高山之末短山之末爾上坐豆と云て天津神は  
固り其處に天降坐てある事を云はで知らせたる古文の巧なり國津  
神の高山の末に上り給ふは天津神の天降り坐てあるからに其處に  
集ひ給ひてこの大祓の祝詞を諸共に聞食し入れむとてなるべし然  
れば高山の末云云は天津神に附たる事なるを國津神の方に云ひて

始に之漏して同詞の重ならぬやうに云なしたるを妙なりとも妙な  
り天津神の高山の末に天降たまふは天より近きに便りよければな  
るべし然るからに必ず國津神の其高山の末に昇りまして諸共に此  
祝詞を聞たまひて力を合せて世の中の罪穢を拂ひ清め玉ふべき事  
なりかしとありまたこれと同説に見ゆるは祝詞講義に天津祝詞を  
聞え上る時は天神地祇の先諾ひたまひさて祓戸神に達し給ひ祓戸  
神等は其天神地祇の聞食すに従ひて罪穢を祓へ清め給ふ事とあり  
ればえたるとありこれらと一の考へとして見るべし○國津神波高  
山之末短山之末爾上坐豆 國の神は高さ山の頂短き山の頂に上り  
ましてといふ意祝詞考に短山をみじか山と訓むとよろしからずと  
荷田大人のいはれしことにみじか山といふ言はなし故考ふるに  
古事記に淤騰山つみの神といふ見ゆされば短山之淤騰山にあられ  
ば然訓べし末は山の上なりとあり大祓詞後釋に短山は字のまゝに



美自加夜麻と訓べし高さに對へてみじかといふこと中昔の言に貴賤を高さみじかきといへることおほく源氏物語に位みじかくとある注に河海抄に位卑ウラホミシカク選叙令とするされたり令の昔の本に然ぞ訓りけんこれらを以て見れば古より低さをみじかしといへるなりとありまた久保氏は平田翁のいはれたるを鐵胤翁の聞けりとて左の説をのべられたりそと短山を考ふるに於騰山と訓れたるは後釋に辨へられたる如く宣しからず後釋に字のまゝにミジカ山と訓れたるも卑をミジカと訓る例あれば然る事ながら平田翁の正訓にひきやまと訓れたるぞ當て覺ゆるそは式に短女杯をひきめつきと訓める例もあり長さに對へて短をひきといふべき理なりとまた伴信友の中臣被要解にも同説なりざるを以て按ずるに高タカさに對へてと低ヒカきといひ長ナガさに對へては短ミジカきといふは今日の語なりされば高きといふて短きといふは少し當らぬやうに聞ゆるなりされど古への

事なればさいはれしならむかと思はるれど猶ヒキヤマと訓むかたよからんかし○高山之伊穂理短山之伊穂理乎撥別氏所聞食武高き山の雲霧短き山の雲霧を撥き別けて聞き給はんといふ意即ち大中臣の宣り申す祓の祝詞をさこしめしいれんといふなり祝詞者に伊穂理は雲霧をいふなりと大祓詞後釋には伊穂理は者に云れたる如くにて雲霧の類をいへるあり俗言にも煙などのいふるといふと同くて凡て物のおぼろにして明らかならざるをいふ言なりいふかしたぼろなとも伊煩伊夫淤煩みな通音にて本同言なり万葉にねははしくいふせしいぶかし杯いふ言に戀とも戀愠とも書ることは雲霧などの立へだたりて戀しきをいふなりとあれば伊穂理は雲霧なること著しさてまた後々釋に國津神の高山の末に上ります故は上に云るが如し後釋に高き所にては物の能く聞ゆる故なりと云れたるは信られず國津神の能く聞き給はむとならば祓所に集ひてこそ



聞玉はめ何の故にか高山の峯に上り玉ふべき然のみあらず高き所  
 は物のよく見ゆる事はあれども能聞ゆる事はなしさて高山之伊穗  
 理を搔分て聞し召さむは天津神國津神もろともなれども國津神の  
 方にのみ云ること高山の末に上坐すと云ると同じ意ばへにて天津  
 神をば云はでこめたる古文の巧みなりとあるを以て文のおもむき  
 をささるべし○如此聞食氏波 かくの如く聞しめしてあらばといふ  
 意即ち聞き給ひたらばといふ意○皇御孫之命乃朝廷乎始氏 皇孫  
 の命の朝廷を始めてといふ意○天下四方國爾波罪止云布罪波不在此  
 天下四方の國に之罪といふ罪は在らずといふ意祝詞考に諸人の  
 罪の多少にしたがひて被柱を出させて天つ傳へのままに太詔戸言  
 を宣らば天地の萬の神たち明らかに聞し給ひうつなひ給すむ然ら  
 ば其罪之被ひて捨身條して流す物と共にみな失て今より後天の下  
 に遣れる罪はあらじとなりとあり大被詞後釋に罪止云罪波とは罪

と云かぎりの罪は一つものことさす悉くといふ意なり不在は皆消失  
 てのこりあらじとあるをもて罪と云ふ罪はなくなりたりといはん  
 が如し○科戸之風乃 風のといふ意祝詞考に紀に曰我所生之國唯  
 有朝霧而驚滿之哉乃吹撥之氣化爲神號曰級長戸邊命亦曰級長津彦  
 命是風神也とあるを以て後にしなとの風とはいふことあり大被詞  
 後釋に科戸もとより風のことにてそを其神の御名に負せまつりし  
 も知がたしそもく此神の名古事記には志那都比古とあれば級長  
 は志那と訓べく戸邊は女の名に例多しさて此祝詞に科戸とあるに  
 合せて思へば神名も志那斗斗辨なるを同音の重なるは一つ省く例  
 多けれバ斗を一つはぶきて志那斗辨とは云なるべしとあり元來古  
 事記によると志那津彦の志は風の事なりすすむの義那はのなり津  
 彦はいつひこなり而して記には彦神のみ一柱なれども龍田の傳に  
 は彦姬二柱とせりされバ紀に之級長戸邊とあるにやされと記紀共



に風神一神とあれど龍田の傳へに之二神とあるなりきといふ祝詞  
講義に科は息長なること風神祭詞に云るが如しさて此詞に續ける  
を以て思ふに神名の志那都比古神また級長戸邊命の都も戸も共に  
處の義なるべく覺ゆ(中畧)科戸と云ふは級長處なるがそは何處を指  
して云ならむと年頃思ひ度りつるに漸く思ひ得たりさて級長戸の  
風のと云れば風の名にあらす風となるべき氣を級長と云ひ其迫り  
て動き進むをなむ風と云るなるべき故に科戸はただ空虛を云な  
らす氣の往來する脈を云るがそれより風を起し動もし天地に亘る  
所の謂なるものなりとあれば余が前に述べし言の解をなしたるに  
ありされば風の本名を氣といひてそれが動作したる名目なり故に  
その元素の動かざる部分をしといふそれより轉じて動きて進む部  
分をもしといふに至れり今日我々が用ゐる暴風も荒れ進ぶ風なれ  
ばあらしと云ふなりまたこのしをちとも云ふなり疾風東風といふ

が如し○天之八重雲乎吹放事之如久 天の彌が上にも重なる雲を  
吹き放つ事の如くといふ意大祓詞後後釋に入重雲とは幾重にも重  
れる雲を云りその重れるを放れ放れになるやうに風の吹放てばれ  
のづから消行くもの故に吹放事之如久とは云るなり雲をば放つと  
いひ霧をば拂ふと替へていへるも詞のあやなりと見ゆ○朝之御霧  
夕之御霧乎 朝の霧夕の霧をいふ意祝詞考に御は眞に同じくして  
或はほめ或はものを強くいふ辭ともなりぬこは深き霧の由にて  
強く云なりとあり大祓詞後釋に御霧は眞霧にてさ霧といふと同じ  
さ衣さ夜さ筵などのさはみな眞と同じきこと是にてもささるべし  
とありこれらのみ或はさは上接辭にて他語に冠したる辭なり故に  
一辭にては用をなさず接きて熟語をなすものなり○朝風夕風乃吹  
掃事之如久 朝風夕風の吹き掃ふ事の如くといふ意これ上の科戸  
之風乃天之八重雲乎吹放事之如久といふに對へたる語句にて對句



となしたるなり○大津邊爾居大船乎 大なる津の邊に泊する大船  
 をといふ意津とは船舶の泊する湊をいふなり故に祝詞者に大津は  
 八百の船の泊る湊なりとあり大祓詞後釋には居は泊り居をいふと  
 ありたり○舳解放艦解放氏 舳綱解き放ち艦綱解き放ちてといふ  
 意祝詞者に舳の下艦の下に綱の字のなきと落たることあり大祓詞  
 後釋には舳解放云云とは泊居たるはとは舳艦を繋ぎおきたるを解  
 放つなりと見ゆ○大海原爾押放事之如久 大海に押し放ち遣る事  
 の如くといふ意大祓詞後釋に押放はれしはなち出すなりと見ゆ○  
 彼方之繁木本乎 あなたの繁き木の本をといふ意大祓詞後釋には  
 彼方は俗言にあなたといふなり凡てをちこちはわちこちといふこ  
 とにてもと彼此の意なるを遠近とも書くは末なりさてここに彼方  
 之といへるはたゞ打見渡したることころをいひてあなたのだといふ  
 なりと見ゆ○燒鎌乃敏鎌以氏打掃事之如久 鎌の利き鎌を以て掃

ひ除く事の如くといふ意祝詞者に燒鎌と鎌は焼て刃をなす故に  
 いふ萬葉に夜伎多知遠刀奈美乃勢伎とあり敏と利きなり砥にあら  
 ずと見ゆたりさて此四つの譬は事之如久といひて下の遺罪波不在  
 止といふにかかる文なり大祓詞後釋にここにかくの如く大かた同  
 じさまなるたとへを四つまで重ねて懸たるは祓によりて罪穢の  
 どころ清まることのみすみやかに残りなきとをたしかに顯はさん爲  
 にかへすといへるにやとあり大祓詞執中抄には科戸之風より打  
 拂事之如久までは罪を祓ひやるの譬なりとありまた大祓詞後釋  
 には古文には一云ひてもよきことを一對づつ二いひてあやなし其  
 心を深くする事ありそは續紀に汝等清支明支正支直支心以豆とあ  
 るを見て知るべし清き心もちてと計り云ひて理は聞えたる事な  
 るを清き明き正き直きと一對づつ二つ云へり爰なるも雲霧を風の  
 吹掃ふ事と船を海に押出し禾本を鎌もて打掃ふ事とを一對づつ二



つに云るにて全く同じき事ぞかしとありたり○遺罪波不在止 遺  
 る罪はあらずといふ意大被詞後釋に上に罪止云罪波不在といひて  
 又ここにかくいへるは不在止といふことの重なりてつたなく語と  
 とのはぬ如くなれなれども然らずかく同じ言を又いふぞ古語の例  
 なる又上には罪といふ罪はといひここには遺る罪はといへる上を  
 神たちの聞しめし入るゝによりて失るをいひここはのこりなく譬  
 よりつづけていふ故に遺罪はと云なりとあり中臣被要解に上に罪  
 と云ひ罪にと云ると言重れをかくいふも古語の一格なり又上には  
 罪止云罪波といひここには遺罪波と云る上なるを神等の聞食納受  
 るゝによりて失るを云ひここなるは遺なくなる譬よりいふ故に遺  
 罪波といふなりとあり右二書同説なればこれにてこのれもむき  
 さとらるべし○被給比清給事乎 被へ給ひ清め給ふ事をいふ意大  
 被詞後釋にこの事は諸人の犯したる罪事をさしていふなりつねに

ただ軽く添ていふ事にはあらず是を罪事と見ざれば下の大海原爾  
 持出奈武また可吞氏牟などいへるにかかえず心をつけて見べし  
 とあり祝詞講義には朝廷より此被の事をなし行ひ給ひ官々の人等  
 より始めて天下人民の罪を被之せ給ふを云へりとおれば人の上下  
 を問はず諸人の罪犯を被へ清め給ふことなりと見ゆるなり○高山  
 之末短山之末與利 高き山の頂短き山の頂よりといふ意祝詞講義に  
 天神國神もろともに高山の末短山の末に集ひ坐て聞食すといふが  
 如くなるがそれよりして被戸神等の次々に其罪穢を受取りて根國  
 底國の方へ被却けたまふなりとおれば山より下に罪を落すといふ  
 んが如し○佐久那太理爾 さ下垂りにといふ意大被詞後釋に廣瀬  
 祭祝詞に狭久那多利とあり佐は例の真にて真下垂なり川水の山よ  
 り落るさまをいへりさて然水の落る所を久良とも多爾ともいふ久  
 良は久那多爾は多理にて共にくだりより出たる名なりとありさ



れば谷間より下り垂るゝ水をいふにてここはそのさまをいふなり  
 大祓詞新解にさは下る貌くを降る貌なは傳ふ貌たりは垂るゝを体  
 言そて高山の末短山の末といふより綴けて山の高き所より水の下  
 り降り傳ひ垂り落つる意なりとあり○落多支都速川能瀬坐須 落  
 ち激する速き川の瀬にましますといふ意即ち急流の川の瀬にまし  
 ますといふんが如し祝詞考には落多岐は落<sup>オチ</sup>多<sup>タ</sup>なり万葉に瀧を沸と  
 も書りと見ゆ大祓詞後釋に之私の本共に瀧津と書けり萬葉に落多  
 藝知流水之なとあり知といひ都といふ差は用言へつづく時はたぎ  
 ちといひ体言へつづくときはたぎつといふここは速川体言なれば  
 たぎのといふべき例なりとありされば瀧も水も沸るよりいでたる  
 名なるべし○瀬織津比咩止云神 瀬下しの姫といふ神の意瀬之淵  
 瀬の瀬なり織は借字にて下すなり津之天爾波ののなり比咩は女子  
 の美稱なり大祓詞後釋に瀬織は瀬下にてかの大御神の於中瀬降迦

豆伎たまふとある意の御名なりかくて此神すなはち禍津日神なり  
 倭姫世記に荒祭宮一坐皇大神荒魂伊弉那岐大神所生神名八十柱津  
 日神也一名瀬織津比咩神是也云云禍津日神を瀬織津姫と申すはか  
 のはじめて中つ瀬に降かづき給ふ時に生坐る故にてここよくかな  
 へりさてここは祓物に負せて流しやりたる罪穢を先つ受り取り給  
 ふ神なればかの中つ瀬に下りてよみの國の穢を先滌きはじめ給へ  
 るによく當れりとあるにしたがふべし○大海原爾持出奈武 瀬織津  
 姫といふ神の罪穢を大海に持ち出で給ふ意祝詞考に祓物を流しや  
 るを此神の渙へもち出たまふなりといふを見るべし○如此持出往  
 波荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾坐須 此の如く罪穢の  
 祓物を持ち出で往かば荒き潮の潮の數多の通ずる道の彌潮道の潮  
 の數多寄り合ふ所にましますといふ意即ち潮水の幾條となく通じ  
 たる數多の一所に寄り合ふ場所にまします神といはん料なり祝詞



考頭書に荒は荒山荒野なども同じく世ばなれて生ながらある物をいふなり鹽は潮なり字にかかはらず八は二つ共に彌の意なりと見ゆ大祝詞後釋に八百道とは潮の道の多くあるをいふ四方の海の内にはここにもかしこにも許多の潮道あるべし云云八鹽道とは上の鹽の八百道をうけ重ねていへるなり上には八百といひてこれにただ八とのみいへるはこと違へる如く聞ゆめれども八とのみいふときは八十にも八百にも八千にもわたりて廣ければ八百鹽道といふに同じきなり八百會と八百の鹽道の集り會ふ所をいふ方々の潮道より流れ來る潮の一つ處に集り會ひて海の底へ卷没る所なりとあるにて明に知られたりまた此本文の語の巧みあるを辨ふべし○速開都比咩止云神 速開津姫といふ神の意速は稱名なり開は大なる義都比咩はいつひめなりさて祝詞考に云ふ古事記に伊邪那岐大神生<sub>ニ</sub>水戸神<sub>ニ</sub>名速秋津日子神次速秋津比賣神とある是なるべしとあり

大祓詞後釋にはこ之彼の御諱の段に生坐る伊豆能賣神なりその伊豆は伊伎豆の切きりたる御名にて即ち速秋津日子神速秋津日女神と同神なり秋は借字にて明づの意にて明と之御諱によりて清らかに清まりたるよしの御名なりさて速秋津日子日女二柱神は古事記に水戸神とあるをここに鹽の八百會に坐すといへるをいたく處たがひたれども是に深きよし有りそは潮之八百會は此顯國の海上の堺にて根國の方へ潮の没<sub>シ</sub>往<sub>ル</sub>門<sub>ノ</sub>口<sub>ナ</sub>ればこれ又彼方の水戸なりとあるを此神の御名をさとるべし○持可<sub>ク</sub>吞<sub>ム</sub>氏<sub>ノ</sub> 聲立てて吞まむといふ意持は上接辭にて他の語に冠らしむるものなり可<sub>ク</sub>吞<sub>ム</sub>音をいふ今のかぶかぶの如き音なり或はかぶかぶのぶを省きたる音ならむか氏<sub>ノ</sub>卒<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>從<sub>リ</sub>來<sub>ル</sub>天<sub>ノ</sub>爾<sub>ノ</sub>波<sub>ト</sub>いふめれどもここは助動詞の接續したる辭なりさるは氏<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>過<sub>リ</sub>去<sub>ル</sub>の助動詞のつゝの變化の辭(ツ、ツル、ツレ、テ、テヨ)なり卒は未來の助動詞のむなり此むの接續するをすべて助



動詞の第四變化に接するなり故にてむとなるなり俗言にテヤウと  
もいさべき語なり祝詞者に持は軽く添たる言之可可之水を吞音な  
りすべて物を吞み物をかむ音をかふくとのむかりかりとかむを  
といふ此類多しとあり大祓詞後釋に可可は朝野群載に客々とかき次  
なるをも加々と書り式の本に哥とあるは後に寫し誤れるものなり  
さて可可の意は考の説の如しとあるにて可可飲む音之とさこもる  
なり○如此久可可吞氏波 かくの如く聲立てて吞みつればといふ意  
○氣吹戸坐須氣吹戸主止云神 息を吹く處にまします氣吹戸主と  
いふ神の意大祓詞後釋に戸は處なり處を斗と云例多しさて氣吹戸  
とと此氣吹戸主神の諸の罪穢をいふさ放ちやり給ふ處のかざりを  
ひろくいへるにてはじめ祓つ物を川に流し棄る所よりして終り根  
國に至るまでの間にひろくわたる名なり坐といへるは氣吹戸とい  
ふ所の一つあるごと聞ゆめれども然らず只上の二つの例のままに

坐といへるにて別に然云所の一つあるにはあらずそはかの早川  
の瀬鹽の八百會根國などいふとは名のさま異にして氣吹戸といふ  
べき所はいづくにもなきを以ても知るべしとあり祝詞講義に氣吹  
戸は第一の譬に科戸と云るそれと一にて天にも地にも上にも下に  
も物を氣吹送る風氣の脈を云るなり然れば高山の末短山の末より  
眞回垂マナナシに落瀧つ早川より大海原に持出るも水の潤下る性に依ると  
いへども此神の氣吹處より氣吹送るにより又大海原より根國に運  
び送るにも此神の氣吹に依る事水をも涙をも風の心に任するを以  
て知るべきなりとあり大祓詞新解に氣吹所は根國に到る海路にて  
氣吹所主神の罪を吞て吹き離ち給ふ所を然いふかくいふは此祓の  
詞はいまだ作らざりしはやくより祓をすればいつもく此神のそ  
こにて罪を息ふき給ふ如くいひしにて然名に負ていふなりと見ゆ  
これらは氣吹戸につきての説なり此神の事につきては大祓詞後釋



に此神は倭姫命世記に多賀宮一座豊受荒魂也伊弉那伎神所生神名  
 伊吹戸主亦名曰神直日大直日神と見えたり多賀宮は伊勢外宮の別  
 宮高宮なり是を豊受荒魂といへるは心得ねと伊吹戸主を直毘神な  
 りといへると後世人とさらに思ひよるまじき事なれば必ず古き傳  
 説なるべし云云此御名氣吹主といはずして氣吹戸主と申すは上に  
 早川の淵に坐す云云鹽の八百會に坐す云云といへる例のまに  
 これも氣吹戸に坐といふから戸てふ言をも添て稱へ奉れるなるべ  
 しとありまた祝詞講義に氣吹とは大空の氣を振り動す名なるを以  
 ていふときと氣吹こそ風神なれ氣吹戸といふときと其風の氣吹く  
 所を云るなりとあるをも合せ考ふべしされは氣吹戸は息を吹く處  
 をいふなり○根國底國爾氣吹放氏奉 根の國底の國に氣を吹き放ち  
 給はんといふ意祝詞考に根と底とは同じきを二ついふは文なりと  
 ありまた大祓詞後釋に根國底之國と即ち黃泉國なりともく世中

の凶事は皆もと黃泉國より起り來ることなるを祓禊はその罪穢の  
 凶事を本の黃泉の國へかへしやるしわざにて此祓禊することと天  
 津神國津神の聞食しいるれば此段の神たち其祓ひすてたる罪穢の  
 凶事を次第によみの國へかくりかへしやり給ひて世中の罪穢除こ  
 り清まりて凶事無きこれぞ祓禊の旨趣なりける氣吹は息以吹なり  
 放はこなちやるくさて速開津比咩には吞といひ此神には氣吹放と  
 いへるも實に此異ありかの吞給ふは顯國の罪穢の除こり亡るなれ  
 ば吞没失ふなり此氣吹放給ふは既に根國の方に移りたるを受て根  
 國までやり給ふなれば其物を御息もて吹やり給ふ之此二つのここ  
 ろばへ直毘の神と伊豆の賣神とによくあたれりとありたり○如此  
 久氣吹放氏波根國底之國爾坐 かの如く息を吹き放ちたらは根國底  
 の國にましますといふ意○速佐須良比咩登云神 速流離姫と云ふ  
 神の意速と稱名なりさすらひとは流離にて寄邊なくさまよふをい



ふ咩は女はて此上に日の字のありつらん前條皆ありつればなりさ  
 れば日女之姫にて女子の美稱なり祝詞者に此神名は吹の言をもて  
 思ふに佐須良比といふ言なれば今一つ比字有けんが落たるなるべ  
 し又良比の約里なればもしと佐須里なりしを後人さかしらに良と  
 改めたるかどあり大祓詞後釋に佐須良比比咩といふべきを比一つ  
 足らざるは凡て古言にかく同音の重なるをば一つ省く例ありされ  
 ば比の落たるにもあらず里を誤れるにもあらずとあり此によりて  
 按ずるに考は脱字なりといひ後釋は省音なりといふかかれバ比咩  
 の比を略さたるにあらで良比の比を省きたるならんか兎もあれ角  
 もあれサスラヒヒメの意とすべし○持佐須良比失氏率 持ち流離ひ  
 失ひ給はんといふ意持之上にいへるが如し佐須良比によるべなく  
 さまよふにて彼是するをいふなり祝詞考に崇神天皇紀に百姓流離  
 とあるをねほみたからさすらへぬと訓たりとあり大祓詞後釋にさ

すらひうしなふは行方もしられずなして亡なひ給ふなり流離な  
 の字を訓む其意なり伶僇をも訓めり云云此佐須良比咩は須勢理毘  
 賣にて其神は祓には由縁なきが如くなれどもこれに深きゆゑよし  
 ある事なり大祓詞新解にさは推し出す貌すゑさを承ておし出しけ  
 る如くいふらと言の下につけて定めていふ如くいふふと然する貌  
 失は有る物を無くするにて其罪を無き如く失ひやる意なりと見ゆ  
 とあるを以て考ふるにさすらひは流離にて神の御本名は須勢理姫  
 なること明けししか思ひ定むべし○如此久失氏波天皇我朝廷爾仕奉  
 留官々人等乎始氏天下四方爾波自今始氏罪止云布罪波不在止 此く  
 の如くさすらひ失ひたらば天皇が治しめす朝廷に仕へ奉れる部曲  
 の人人(後の諸官衙の官吏をいふ)を始めて天下四方の公民に至るま  
 で今日より始めて罪といふ罪は在らずといふ意これ朝廷に奉仕す  
 る諸官吏を始め公民に至るまでいまより始めて罪といふ罪は在ら



ずと祓へ給ひ清め給ふといふ義になるなりさて罪といふ罪といふ  
言を三四所に重ね書きてあれどもこれぞ古るき文の一格なるこれ  
をひとわたりみるときは拙きさまに見ゆめれどもさにあらず古文  
の常態なり○高天原爾耳振立聞物止 高天原に耳を振り立て聞く  
物といふ意即ち耳をすまして聞く物といふ意なるべし大祓詞後釋  
に高天原爾とは殿造りをいふとて高天原爾千木高知といふと同意  
にてただ高くといふことなり必しも高天原まで至るよしにはあ  
らずと見えたり○馬牽立氏 馬を牽き立ててといふ意祝詞考に馬を  
耳疾き獸なる故に天つ神國つ神の此申す祓の詞をどく聞し食すに  
たとへて祓物とするなりとあり大祓詞後釋に牽立氏祓給比とつづ  
くてにをとなりとありされば今日より始めて罪といふ罪は在らず  
と高く耳を振り立て聞く馬の如く天つ神國つ神のかく申す祓の詞  
を聞し食し給へといふ義になるなり而して今年六月云云を隔てて

祓給比清給ふにかかる文なり○今年六月晦日夕日之降乃大祓爾  
今年六月の晦日(月隱の日なり)の夕つ方の日の降の大祓にといふ意  
夕日の降とは朝日の豊榮登に對へたる言なり○祓給比清給事乎諸  
聞食止宣 祓ひ給ひ清め給ふ事を諸々の人人聞き給へと告ぐとい  
ふ意此段を言ひ終はりたるときは諸々の人皆唯と應ふるなり祓詞  
これにて終はるものとす大祓詞後釋に之諸とははじめに集侍親王  
云云諸とある諸をさすなり宣は中臣みづからいふなることとはじめ  
と同じとありさもあらん○四國卜部等大川道爾持退出氏祓却止宣  
四國の卜部たち大川道に祓つ物を持ち退き出でて卜ひ却けよと  
告ぐといふ意これ祓の詞をはりたれば別に卜部に申す詞なりされ  
必前文と同じく中臣氏の告ぐるなりさて祝詞考に卜部は解除の事  
をとるなれば祓詞終りて後其はらへつ物を川邊に持出で流しやれ  
と仰せ給ふなりさて此文に疑ひども有りまづ四毛と假字に書く時



は乃字を添ざれば與毛具爾とよまれて古言の例に違へり然れば毛字は方を誤れるがはた下に乃字を落せるにもあらん又川道の道は用なし邊の誤ならんか又卜部は職員令神祇官下に卜部二十人と見え延喜臨時祭式に卜部取<sup>三</sup>國卜術優長者<sup>伊豆五人</sup>對馬十人<sup>壹岐</sup>と有りこれ神祇官の卜部なり員も令式ひとし然るをここに四方國卜部等といへるはいかに唯卜部等もしは三國卜部などこそ有るべけれ伊豆壹岐對馬をいふとたすくともそをいかでか四方國とはいふべき又諸國を兼云といえんかとあり大祓詞後釋に四毛國とある毛字之後世人のさかしらに加へたるものなりよもの國ならんにはただ四方とも四面とも書くこそ古書の例なれ毛字を書く例もなくいとつたなきなり又卜部は者に云れるごとく三國よりこそ出れ諸國より出たることなしさればこれは四國にて四箇國の卜部なり四時祭式大祓御贖條に召中臣稱唯率文部四國卜部入云云宮内省式に四國乃卜部

等云云台記別記大嘗會中臣壽詞にも四國卜部等云云などあるを以てしるべしざるにて之伊豆壹岐對馬に今一國はいづれぞといふに京に在るを加へていふなるべし臨時祭式に其卜部取三國云云若取<sup>二</sup>在都之人云云これにて在京の卜部もあるとを知るべし川道とは祓物を流しすてて海原へやるに川は其道なる故に殊に道とはいへるなり退とは京より外へゆくをいふ祓却は神祇令に卜部爲<sup>三</sup>解除とある是なりとありまた此段之初なる集侍親王云云の段と共に二季の大祓の定まりし時に加へられたる文なること論なしとあり久保氏の按に四國と後釋には云はれ史傳には三國に常陸を加へたるなりとある何れも由わり又式の印本に四の字の下に毛字あるによりて考にも論あり後釋にも上の如く云れたれど此は衍なり貞享本には無き由出雲本の校異に見えたりとありされば四國はよくにてにて間に文字のなきを是とす川道はかはちにてよろししか辨ふべし



東文忌寸部。獻時橫刀時呪

西文部。准此。

東文忌寸部獻橫刀時呪 東文忌寸の部曲の横刀を獻る時の祈禱の文といふ意さて東文忌寸は應神天皇の御宇百濟より歸化せし阿直岐が末なり此阿直岐の子孫史部になりてより世々史部を以て世襲とす初め直の姓を稱しより連の姓を賜ひ遂に忌寸の姓を賜ふに至れり(天武天皇の御宇)而して皇城の東(大和)に任み給ふ史なるを以て東文忌寸と稱したるなり學令に東西史部云々義解に謂居在皇城左右故曰東西也前代以來奕世繼業爲史官或爲博士因以賜姓總謂之史也とあるを以て明かなり獻橫刀とは神祇令に凡六月十二月晦日大祓東西文部西文部讀祓詞讀祓詞所讀者也漢音訖百官男女聚集祓所中臣宣祓詞下部爲解除とあるにて知られたりさるは先づ天皇の大御身に御服を奉り御身の長を量り御幣を撫でま

しましそれより文部の庭に参りて刀と人形を奉り呪文を讀み申し終て祓をあるものなり○西文部准此 西(河内)の文部も東文部に准じてなすなりとの意西文部も百濟より歸化せし王仁の末なりこれもまた世々史官となりて皇城の西(河内)に住まふを以て西文部といひたるなり初め首を稱したりしが連の姓を賜ひそれよりまた忌寸の姓を賜はれたりされば阿直岐の裔を東即ち大和に居るを以てやまとのふみびとといひ王仁の裔を西即ち河内に居るを以てかふちのふみびとといふなり猶委しきことは古語拾遺講義を見るべし

謹請。皇天上帝。三極大君。日月星辰。八方諸神。司命司籍。左東王文。右西王母。五方五帝。四時四氣。捧以銀人。請除禍災。捧以金刀。請延帝祚。咒曰。東至扶桑。



西至虞淵南至炎光北至弱水千城百國精治万歳

謹請皇天上帝 一つまみて請ふ天上にまします所の皇帝といふ意  
これ皇祖の天神といふと同じさなりさて高天原にまします皇祖の  
諸神を皇天と用ゐたるは古語拾遺に皇天二祖之詔及び祀皇天と  
あり日本紀に皇天之威とあり後紀に皇上天帝とあるを以て明とす  
べしされば漢土にて天つ神を皇天上帝といひなるべし○三極大君  
三公の大君といふ意をもく三極と三台星にして史記の天官  
書正義に泰一天帝旁三星三公之別名とありまた三公三星云云爲大  
尉司徒司空之象主理陰陽主佐機務とありされば三星は三公たる  
こと明かなりまたいふ三台星と支那の天文學に紫微星即ち天帝  
の左右を守る三つの星上台を虛精と號し司命にて大尉とし中台を  
陸淳と號し司中にて司徒とし下台を曲順と號し司録にて司空とす

因て三公を台輔などといふが如し○日月星辰 日月星時といふ意  
辰と釋名に時なりとあり書經に撫于五辰とあり註に謂五行之時と  
あり爾雅に北極謂之北辰註北極天之中以正四時とあり左傳に日月  
合宿謂之辰とあれば時なること明けしるに星といふことありま  
た書經に三辰日月星也とあればかくいへるなるべし此處之時と見  
るべし○八方諸神 八方にましまするの神といふ意これあ  
りとあらゆる群神をいふにて八百万神といふが如きなり史記の天  
官書に五殘星出正東賊星出正南司危星出正西獄漢星出正北地維咸  
光亦出四隅とあるを見れば群星を諸神といはれつらんか○司命司  
籍 此は星の名なり星經に司命司録司危司非各二星云云右各主天  
下壽命爵録安泰危敗是非之事とあり天官書に四曰司命六曰司録索  
隱曰司録賞功進士司命主災咎とありたりこれ一の神となしたり  
○左東王父 此は氣の名なり老君中經に東王父者青陽之氣也とあ



り講義に東王父之太昊伏羲氏ありといはれたり○右西王母 これ  
も氣の名なり老君中經に西王母者大陰之氣也とあり講義に西王母  
之女媧氏なりといはれたり○五方五帝 これも神の名なり一方一  
帝ましますゆゑ五方五帝のあるなり星經に五帝内座在華蓋下覆  
帝座也と見え久保氏云五行大義に皇伯皇仲皇叔皇季皇少此五帝並  
天上神下治於世次第相接治太微宮其精爲五帝之座五星隨王受氣即  
明堂所祭者也とありといはれたりされば五帝は五星にて帝名と皇  
伯以下の名なるべし○四時四氣 春夏秋冬の四時及暖暑涼寒の四  
氣の神といふ意なり即ち各主る星をさすなり○捧以銀人 捧くる  
に銀の人形を以てすといふ意これ前に述べし如く東西史部より獻  
る人形なりさて神祇令并に古語拾遺には祓の刀を獻る事のみあり  
て人形を獻ることは見ゆすされども四時祭式と此文と同じく人像  
を載せられたれば人像及び刀を獻ることは明らかに知られたる○請除

禍災 災禍を除き去らんと請ふ義これ災害を人形に負はせ天皇の  
大御身に無からんやうに請ふなり○捧以金刀 捧くるに金の刀を  
以てすといふ意これ諸書に見ゆるものにて金裝横刀なり○請延帝  
祚 帝位を延ばんことを請ふといふ意即ち天皇の御位に長くあら  
せられんことを願ひしなり祚之詩經に歳なり又曹植詩に初歲元祚  
とあれば歳のことにも用ゐしなりされば天皇の世を治しめす歳の  
長くあらんことをといふ意にも解かる畢竟は帝王の恙なくあらせ  
られんことを望むなり○呪曰東至扶桑 祈禱して曰く東は日本に  
至りといふ意さて扶桑とは外國より皇國を稱する號にて日本に有  
りながらこの語を稱するは疑ふべきなりされども漢土の人の彼の  
國の呪文をそのまま茲にわめて用ゐしことなればかかること  
の出來りたるなり○西至虞淵 西は虞淵に至りといふ意この虞淵  
といふ土地は詳ならず久保氏は淮南子に薄於虞泉是謂黃昏また文



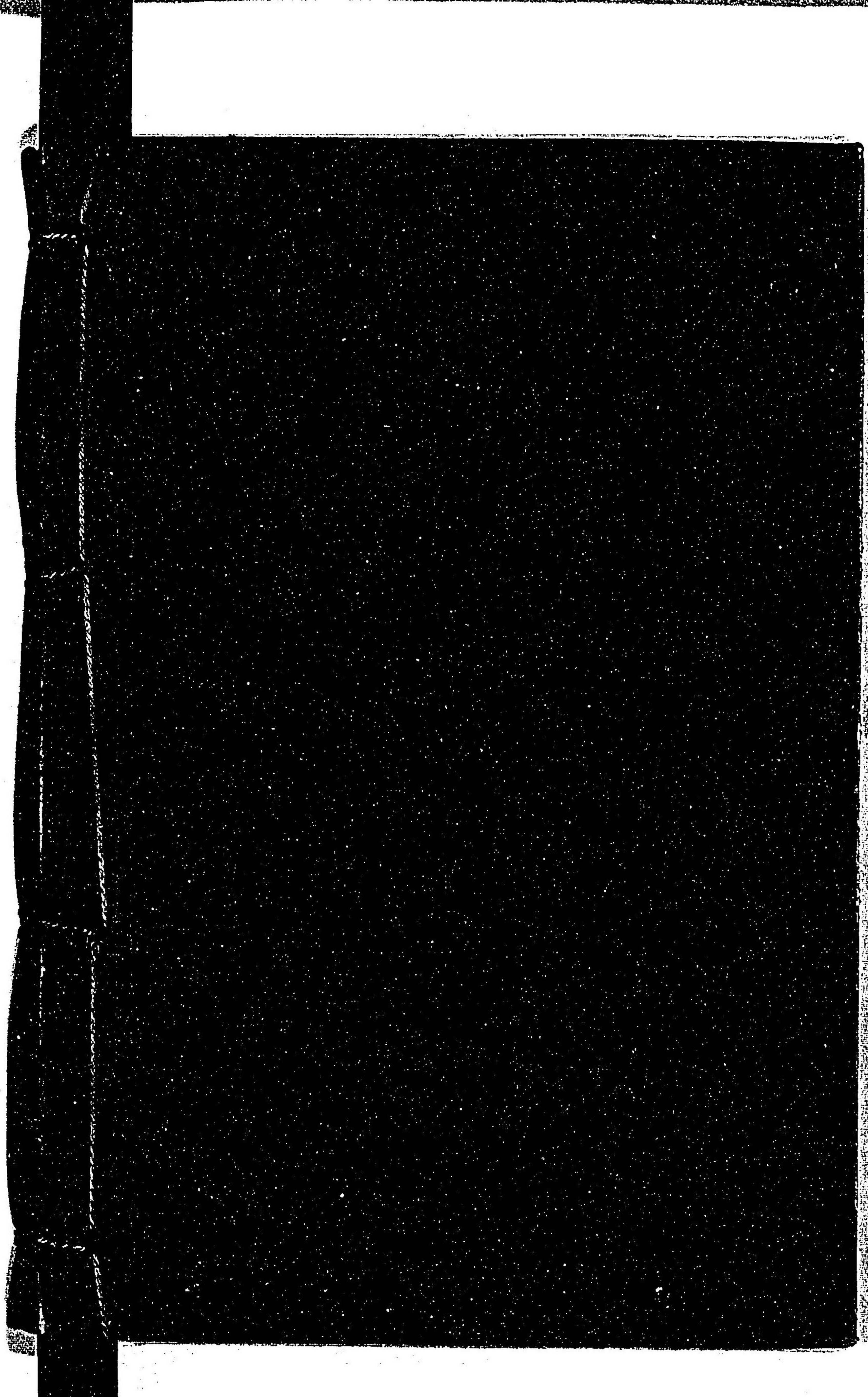
69

55

遷吳都賦に虞淵日所入也とありとはいはれたりされど何處の國を  
させるにや知るべからず恐くは西方の洲をいひたるならんか○南  
至炎光北至弱水 南は炎光に至り北は弱水に至りといふ意その炎  
光弱水共に何處の國なりや知るべからず○千城百國精治萬歲々々  
々々 千の城百の國の精に治ること萬の歲々々々々と祝ひたる意  
千も百も多きをいふにて數をいひたるにわらずされば四海の内平  
安なること萬々歳といはんが如し

祝詞式講義上卷終







69  
55

014536-001-2

69-55

祝詞式講義

大久保 初雄 / 著

1冊(上270p)

M27

ABB-0922

